

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）62条3項の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の要旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和元年6月20日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

平成30年12月に、同年9月分の求職活動申告書を作成したところ、求職先2社の電話番号がわからず、資料を処分してしまっていてわからず、インターネットで調べようにも携帯電話の不調により調べられない状態であった。このことを〇〇福祉事務所の担当職員（以下「担当職員」という。）に説明して平成31年3月に一度は納得してもらい、求職活動申告書を受理してもらったのに、令和元年5月に、やはり受理していないと言われた。さらに、電話番号は、公衆電話に備え付けられたタウンページで調べろと言われた。しかし、現在は、公衆電話のある場所にタウンページなど置いていない。

担当職員が投函した通知書等については、集合住宅用ポストも玄関

ポストも普段ほとんど確認しないので気がつかなかった。

このように無理な指示を守らなかったとして行われた本件処分は、違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年2月25日	諮問
令和2年6月22日	審議（第44回第4部会）
令和2年7月21日	審議（第45回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

###### (1) 保護の基本原則

法は、日本国憲法25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする（法1条）。

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法4条1項）。

###### (2) 被保護者に対する指導・指示

保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他

保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法27条1項）、被保護者は、これに従わなければならないとされている（法62条1項）。なお、法27条1項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない（同条2項）、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制しうるものと解釈してはならないとされている（同条3項）。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、資産、扶養、他法他施策による措置等の活用を怠り、又は忌避していると認められるとき（第11・2・(1)・カ）、その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行なうため、特に必要があると認められるとき（同ス）は、必要に応じて法27条の規定に基づく指導指示を行うこととされている。

### (3) 保護の廃止

保護の実施機関は、被保護者が法62条1項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるとされている（同条3項）。この場合、保護の実施機関は、当該被保護者に対し、あらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知することにより、弁明の機会を与えなければならないとされている（同条4項）。

「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11・問1の答によれば、被保護者が書面による法27条の指導指示に従わない場合に、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとし、保護の停止後においても引き続き指導指示に従わない場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合、法62条の所定の手続きを経た上で保護を廃止することとされている。また、上記にかかわらず、保護の停止を行うことによっては当該指導指示

に従わせることが著しく困難であると認められるときは、保護を廃止することとされている。

#### (4) 稼働能力の活用

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第4によれば、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」とされており、局長通知第4・1によれば、稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている。また、同第4・3によれば、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が有すると評価された稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこととされている。

(5) 次官通知、局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び3項の規定による法の処理基準である。

## 2 本件処分の検討

(1) 処分庁は、本件保護の開始時、請求人に就労阻害要因が認められないため、保護開始と同時に、就労支援専門員と連携した就労指導（以下、「就労支援」という。）をしていく援助方針をたてたことが認められる。しかし、就労支援による求職活動期間（保護開始から平成30年1月17日まで）においても、請求人独自の求職活動期間（平成30年1月18日から平成30年9月12日まで）においても就労先が決定せず、平成30年9月12日に、就労支援を再開するとして、三者面談を行った後も、請求人は、約束した日時にハローワークに現れず、また、担当職員から電話や自宅訪問による連絡が取れない状況が続いたことが認められる。

そこで、平成30年12月19日、担当職員は、請求人に対し、法27条1項の規定に基づく指示に従う義務や、稼働能力活用の義務について説明し、平成31年1月7日に、就労支援の面談を受けに来るよう伝えたが、同日、請求人は福祉事務所に来所しなかったことが認められる。

また、請求人に提出を求めた求職活動状況報告書も、求職先の電話番号が記載されておらず、請求人が聞取りにも応じなかったため、担当職員は、平成31年3月11日に、必要事項を記載して持参するように口頭による指示を行ったが、請求人はこれに従わなかったことが認められる。

そして、これらのことから、処分庁は、令和元年5月21日、請求人に対し、同月29日13時に来所することを指示内容とした本件指示①を行ったが、請求人はこれに従わず、続く弁明日時を同年6月5日午前9時とした本件弁明機会①にも現れなかったことが認められる。そのため、法62条3項の規定に基づき、令和元年6月6日を開始日として請求人に対する保護を停止することを決定し（以下「本件停止処分」という。）、さらに処分庁は、請求人に対し、求職活動状況報告書を漏れなく記入し、同月12日午前9時に福祉事務所に来所することを指示内容とした本件指示②を行ったが、これにも請求人は従わず、続く弁明日時を同月19日午前9時とする本件弁明機会②にも現れなかったため、処分庁は、本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 以上の事実によれば、請求人は、稼働能力を有するにも関わらず、その十分な活用を図っていない状況にあったものと認められるのであるから、処分庁が請求人に対し、本件指示①及び②を行ったことはいずれも妥当であり、指示の内容としても、求職活動が不十分であった請求人について、求職活動状況を正確に把握するために行ったものであり、保護の目的を達成するために必要かつ相当なもので

あるといえる。

そして、請求人は、本件停止処分の後も、本件指示②に従わなかったのであるから、本件弁明機会②を経た後になされた本件処分は適法・妥当なものであるといえる。

したがって、処分庁が、請求人の指示義務違反を理由に、法62条3項の規定に基づき、請求人への保護を廃止したこと（本件処分）について、違法又は不当な点があるとはいえない。

### 3 請求人の主張

請求人は、第3のとおり主張する。しかし、インターネットを無料で使う手段は、公立図書館の利用等が考えられるから、求職活動先の電話番号を調べられず、求職活動状況報告書を作成できないという請求人の主張は、求職活動状況報告書を作成できなかったやむを得ない理由にはならない。また、担当職員は、再三にわたり自宅訪問や架電を行ってきたのだから、自宅の玄関ポストや集合住宅ポストに投函された通知書等に気づかなかったという請求人の主張も、本件指示①及び②に従わなかった理由にはならない。

したがって、請求人の主張をもって、本件処分の取消理由とすることはできないというほかない。

### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美